

## 地方公務員給与の削減と地方交付税に関する 指定都市市長会緊急要請

現在、地方の給与について、国と同様に引き下げ、地方交付税を削減することが検討されているが、国における2年間の臨時措置である給与削減は、東日本大震災に対処するためのものであり、国と地方の給与を同列に扱うべきではない。

また、国から一方的に給与削減を強制することは、「国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律」附則第12条に反するだけでなく、地方は既に給与の独自削減や人員削減など国を上回る行財政改革を実施しており到底容認できるものではない。

よって、地方において自主的かつ適切な対応を図ることができるよう地方交付税総額を確保することを強く求めるものである。

平成25年1月22日  
指定都市市長会